

2 最近の優越的地位の濫用事件

件 名 措置年月日	内 容
岩手県産(株)に対する件 平成30年11月21日警告	次の行為により、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に対して取引の対価の額を減じていた疑い。 ○ 納入業者のうち、1か月間における特定商品（納入業者から仕入れた商品のうち、物産展において販売するために仕入れた商品等を除いたものをいう。）の仕入金額（消費税相当額を除く。）の合計額が100万円以上となった納入業者のほとんど全てに対し、平成29年7月から平成30年9月までの間、自社の収益状況を改善するために、当該納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該合計額に2パーセントを乗じて得た額に108パーセントを乗じる方法により算出した額を「事務手数料」と称して、当該納入業者に対して支払うべき代金の額から減じていた。
平成26年（措）第10号 ダイレックス(株)に対する件 平成26年6月5日	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等に際し、特定納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動等の作業を開店前に行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。 ② i) 閉店の際に実施するセールに際し、特定納入業者に対し、当該セールの「協賛金」等の名目で、あらかじめ算出根拠、用途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が販売促進効果を得ることができないにもかかわらず、当該特定納入業者が納入した商品であって、ダイレックスが定めた割引率で販売した商品の割引額に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた。 ii) 平成23年5月4日に発生したダイレックス店舗の火災に際し、当該火災により滅失又は毀損した商品（以下「火災滅失毀損商品」という。）を納入した特定納入業者に対し、火災滅失毀損商品を販売できないことによるダイレックスの損失を補填するため、火災滅失毀損商品の納入価格に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた。
平成25年（措）第9号 (株)ラルズに対する件 平成25年7月3日	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等に際し、特定納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用のほとんど全てを負担せずに、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。 ② 新規開店等の際に実施するオープンセール又は「創業祭」と称するセールに際し、特定納入業者に対し、当該セール

件 名 措置年月日	内 容
	の「協賛金」の名目で、あらかじめ算出根拠、使途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに、一方的に算出した額等の金銭を提供させていた。 ③ 「紳士服特別販売会」と称するセールにおけるスーツ等の販売に際し、仕入担当者から、特定納入業者に対し、特定納入業者ごとに購入すべき数量を示して購入を要請する又は購入していない特定納入業者等に対しては重ねて購入を要請することなどにより、スーツ等を購入させていた。
平成24年（措）第6号 (株)エディオンに対する件 平成24年2月16日	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対し、搬出若しくは搬入又は店作りであって当該特定納入業者の従業員等が有する販売に関する技術又は能力を要しないものを行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。
平成23年（措）第13号 日本トイザラス(株)に対する件 平成23年12月13日	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 売上不振商品等（売行きが悪く在庫となった商品、販売期間中に売れ残ったことにより在庫となった季節品等をいう。以下同じ。）を納入した特定納入業者に対し、当該売上不振商品等について当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず、当該売上不振商品等を返品していた。 ② 自社が割引販売を行うこととした売上不振商品等を納入した特定納入業者に対し、当該売上不振商品等について当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売における自社の割引予定額に相当する額の一部又は全部を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

【定義】

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 （略）

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ・ロ （略）

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 （略）

【不公正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。